

別表2 交付申請書兼請求書 提出書類チェックリスト

申請者氏名	
-------	--

※別表 2-1 を必ず読み、書類の詳細を確認してください。

	必 要 書 類 内 訳	チェック欄	
		蓄電池 なし	蓄電池 あり
1	交付申請書兼請求書（様式第5号）		
2	誓約書（様式第6号）		
3	県税の完納証明書（ 原本 ）		
4	領収書の写し		
5	出力対比表		
6	パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる資料 （銘板の写真、検査成績書の写し等）		
7	電力受給契約確認書の写し ※FIT（固定価格買取制度）及びFIP（Feed in Premium）を利用しない ことがわかるもの		
8	住宅の建築工事が完了していることを証明する書類 （検査済証の写し、建物の登記簿謄本（ 原本 ）等）		
9	太陽電池モジュール設置場所・蓄電池設置場所の 設置前 の状況が 確認できるカラー写真 ※撮影日が確認できるもの		
10	建物全体のカラー写真（施工後） ※住宅の屋根以外に太陽電池モジュールを設置した場合、住宅への配 線の様子が確認できる資料（配線図・写真）が必要		
11	太陽電池モジュールの設置カラー写真 ※太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できること		
12	発電量を計測する機器の設置写真（モニター画面等）		
13	太陽光発電設備の保証書の写し		
14	パワーコンディショナーの保証書の写し		
15	蓄電池（本体）の設置カラー写真		
16	蓄電池の型式名・定格容量が確認できる資料 （銘板の写真、検査成績書の写し等）		

17	蓄電池の保証書の写し ※パッケージ型番・保証開始日が確認できるもの		
18	太陽光発電設備と蓄電システムが直接連系していることが確認できる書類（電気配線図等）		
19	工事請負契約書・見積書の写し ※予約時から変更があった場合に必要		
20	太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類（カタログ、仕様書等） ※予約時から変更があった場合に必要		
21	発電電力の消費量計画書（様式第1号別紙） ※予約時から変更があった場合に必要		
22	発電電力の自家消費シミュレーション結果等 ※予約時から変更があった場合に必要		



…場合によっては不要

別表2-1をご必読のうえ

☑を付けた状態でご提出ください。

別表2-1【交付申請書兼請求書の必要書類について】

必要書類
1 交付申請書兼請求書(様式第5号) 蓄電池の蓄電容量は、<u>国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電容量</u>を記入してください。製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値とは異なる場合がありますのでご注意ください。
2 誓約書(様式第6号) <u>必ず申請者本人が内容を確認し、同意したうえで</u>、日付、住所、氏名を記入してください。 - 蓄電池の導入価格が 12.5 万円/kWh を超える場合は、12.5 万円/kWh 以下となるよう努めた方法を記載(該当するものにチェック)してください。
3 県税の完納証明書(「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書) <u>申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内</u>に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。 <u>申請者が県外在住者の場合でも、香川県のものが必要</u>です。(発行されます。)
4 領収書の写し <u>補助対象経費が全て含まれるもの</u>を提出してください。 - 領収書の名義は、<u>申請者本人</u>でなければなりません。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。) - 発行者の印があり、収入印紙を貼付のうえ、消印を行ったものを提出してください。 - 振込による支払の場合も、必ず領収書の提出が必要です。<u>振込依頼書の控え等は、領収書の代わりになりません。</u> - 割賦による支払(ローン)や立替払(クレジット)等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。<u>ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。</u>
5 出力対比表 <u>メーカー発行のもの</u>を提出してください。
6 パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる資料 <u>型式名及び定格出力が1枚に収まり明確に読み取れる銘板のカラー写真、検査成績書の写し等</u>を提出してください。(検査成績書は出荷時にメーカーが発行するものであること)
7 電力受給契約確認書の写し <u>FIT及びFIP(Feed in Premium)制度を利用しないことが確認できる書類</u>を提出してください。 - 電力受給契約者は、<u>申請者本人</u>でなければなりません。 - 中国電力と相対・自由契約をしている場合は、「電力受給契約のお知らせ」が必要です。<u>(資料名等は変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)</u>
8 住宅の建築工事が完了していることを証明する書類 <u>工事請負契約締結時に、住宅の建築工事が完了していることが確認できる検査済証の写し、建物の登記簿謄本等</u>を提出してください。 - 建物の登記簿謄本の場合は、<u>申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内に発行された原本</u>を提出してください。インターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認められません。 - 検査済証の写しや建物の登記簿謄本の提出が困難な場合は、個別にご相談ください。

9 太陽電池モジュール設置場所・蓄電池設置場所の設置前の状況が確認できるカラー写真 ・<u>補助対象設備の設置前に撮影した、補助対象設備設置場所のカラー写真</u>を提出してください。 ・<u>撮影日が確認できるように撮影してください。</u>
10 建物全体のカラー写真 ・<u>補助対象設備を設置した建物の全体が分かるもの</u>を提出してください。 ・住宅の屋根以外に太陽電池モジュールを設置した場合、<u>住宅への配線の様子が確認できる資料(配線図、写真)</u>が必要です。
11 太陽電池モジュールの設置カラー写真 ・原則として<u>設置した太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの</u>を提出してください(屋根面ごとに必要)。 ・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。 ・<u>太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合</u>は、写真に加え、<u>補足資料としてシステム配置図</u>を提出してください(<u>一部分でも太陽電池モジュールが写っている写真は必要</u>)。
12 発電量を計測する機器の設置写真 ・<u>発電量を確認できるモニター画面等の写真</u>を提出してください。 ・補助対象設備設置から約1年後に、累計発電電力量と累計売電電力量を報告していただく必要があります。
13 太陽光発電設備の保証書の写し ・<u>保証開始日が確認できる保証書の写し</u>を提出してください。 ・申請者の氏名が記載されていることが必要です。
14 パワーコンディショナーの保証書 ・<u>保証開始日が確認できる保証書の写し</u>を提出してください。 ・申請者の氏名が記載されていることが必要です。
15 蓄電池(本体)の設置カラー写真 ・<u>蓄電池の設置状態が分かるカラー写真</u>を提出してください。
16 蓄電池の型式名・定格容量が確認できる資料 ・<u>型式名及び定格容量が1枚に収まり明確に読み取れる銘板のカラー写真、検査成績書の写し等</u>を提出してください。
17 蓄電池の保証書の写し ・<u>パッケージ型番、保証開始日が確認できる保証書の写し</u>を提出してください。 ・申請者の氏名が記載されていることが必要です。
18 太陽光発電設備と蓄電池が直接連系していることが確認できる書類 ・<u>太陽光発電設備と蓄電池の連系が確認できる電気配線図(単線結線図)等</u>を提出してください。
19 工事請負契約書・見積書の写し ・原則として<u>お客様控えの写し</u>を提出してください。 ・注文者は、<u>申請者本人</u>でなければなりません。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。) ・<u>太陽光発電設備の補助対象経費と蓄電池の補助対象経費が明確に確認できることが必要</u>です。 ・<u>太陽電池の公称最大出力が契約書又は見積書で確認できることが必要</u>です。 ・<u>蓄電池の型式が契約書又は見積書で確認できることが必要</u>です。 ・工事請負契約書の代わりとして、<u>注文書と注文請書(片方のみは不可)</u>の提出でもかまいません。 ・電子契約の場合、<u>サービス提供事業者が発行する証明書で、電子契約が取り交わされた事実を確認できるもの(クラウドサインの場合、「合意締結証明書」)</u>も提出してください。契約書の写しに記載された書類ID

と、証明書に記載された書類IDが一致している必要があります。	
20 太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類	・<u>設置した太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。 ・設置した太陽電池モジュールが複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。
21 発電電力の消費量計画書(様式第1号別紙)	・<u>シミュレーション結果を参考にした年間発電量見込</u>と、<u>過去1年間の電気使用量を参考にした年間自家消費量見込</u>を記入してください。 ・<u>見込自家消費率が30%以上でない場合は、補助金を受けることはできません。</u>
22 発電電力の自家消費シミュレーション結果等	・<u>発電電力の消費量計画書を作成する際に参考としたシミュレーション結果等</u>を提出してください。 ・<u>年間発電量見込と年間自家消費量見込が確認できることが必要</u>です。 ・インターネットでシミュレーションができるようにしているメーカーもあります。詳細は、施工業者に確認してください。
23 その他必要となる書類	・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。